鶴ヶ島市監査委員告示第１５号

地方自治法第１９９条第２項及び第４項の規定に基づき、監査を実施したので同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和４年１１月２５日

鶴ヶ島市監査委員　瀧　嶋　邦　夫

鶴ヶ島市監査委員　近　藤　英　基

１　監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和２年鶴ヶ島市監査委員告示第６号）に準拠して監査を行った。

２　監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第２項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第４項の規定による監査）

３　監査の対象

（１）　都市整備部　区画整理課

（２）　健康部　介護保険課

４　監査の着眼点

令和４年度（４月から８月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

５　監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

６　監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所庁議室

日程：令和４年１０月２５日

７　監査の結果

１から６までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

（１） 都市整備部　区画整理課

ア　主要事務事業

令和４年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

（ア）一本松土地区画整理事業

区画整理によって、一本松地区の良質な市街地の形成及び住環境の整備改善を図る。

土地区画整理審議会等の運営、土地区画整理事業に必要な業務委託、事業完了に向けた換地計画作成準備業務を行う。

令和６年度の換地処分に向けて事業を進めていく。

（イ）若葉駅西口土地区画整理事業

区画整理によって、若葉駅西口地区の無秩序な住宅開発を未然に防止し、駅前交通広場、道路、公園等の公共施設の整備改善を行うことにより、良好な居住環境を有した健全な市街地の形成を図る。

土地区画整理審議会等の運営、土地区画整理事業に必要な業務委託、事業完了に向けた換地計画作成準備業務を行う。

令和６年度の換地処分に向けて事業を進めていく。

イ　評価・意見・要望

（ア）歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

（イ）契約事務

適正に執行されているものと認められた。

（ウ）現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

（エ）備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

（オ）文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

（２） 健康部　介護保険課

ア　主要事務事業

令和４年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

（ア）要介護認定等調査実施事業

要介護度を決定するための資料として、認定調査を実施するとともに、医師に主治医意見書の作成を依頼する。

令和４年８月末現在の認定調査件数は９０６件、主治医意見書作成依頼件数は９４８件である。

今後も、要介護等認定申請に基づき、認定調査等を迅速かつ適切に実施していく。

（イ）介護給付費

介護保険サービスに要する費用であり、利用者負担額（１～３割）を控除した金額を給付している。要介護認定者を対象とした居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費等の介護給付と、要支援認定者を対象とした介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画費、地域密着型介護予防サービス給付費等の介護予防給付に分かれている。

介護支援専門員が作成したケアプランに基づき、被保険者が必要とする介護保険サービスを適切に提供している。

イ　評価・意見・要望

（ア）歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

（イ）契約事務

適正に執行されているものと認められた。

（ウ）現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

（エ）備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

（オ）文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。